

中間取りまとめに対する国民からの意見募集結果(中間取りまとめ 関係)

<どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れなく受けることのできる体制作りに関する意見>

支援のための体制作りについて

全国どこでも、どの機関・団体を起点にしても、適切な「橋渡し」により、必要な支援が受けられることを希望

- ・最初に相談する機関での対応が重要。民間の団体もフルに活用し、その上で一元的な窓口や相談フローを作成し、全国どこに居住していても、得られる情報や支援が一律であるような配慮を希望。
- ・日本全国どこで被害を受けようとも、平等な支援を受けられるよう官民連携してのネットワーク作りを早急に求める。
- ・後遺症(PTSD、疲労、怒り)などがあるが、専門の医師を紹介されなかった。
- ・被害者あるいは支援員にとって分かり易く実行しやすい具体的なマニュアル作りの検討をお願いしたい。
- ・地域連携をはかるうえで、対人援助専門職(医師、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士など)のネットワークが民間ボランティア以上に大切。

【対応】

どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等が途切れることなく受けることのできる体制を作るためには、民間支援団体、行政機関及び医療・福祉機関等が連携することが重要である。

そのため、関係機関・団体等(対人援助専門職を含む。)が網羅されている「被害者支援地域ネットワーク」などの既存のネットワークが中心となり、「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」を作成し、広く支援に必要と思われる関係機関・団体等に備付け、その活用を促すことを、中間取りまとめ 1.に記載しているところである。

地域の生活拠点を軸にしたネットワークの構築が必要

- ・既存のネットワークは、有機的な連携ができていない。警察主導ではなく、地域の生活拠点（市役所の市民相談窓口や保健所の心の相談窓口など）を軸にしたネットワークを地域の専門職が中心になって考えていく必要がある。
- ・現行の様々な連絡会議等の現状は極めて形骸化したものであり、実践には結びついていないため、主幹となる機関をしっかりと決め、参加機関の理解、協力、実践に結びつくシステムの構築が重要である。

【対応】

既に、警察を中心とするネットワークは、支援のために必要な関係機関・団体を網羅した総合的な支援ネットワークとなっているが、関係機関・団体相互の役割分担や連携方法等について認識の共有が図られていないなど、有機的な連携が行われているとは言いがたい状況が見られ、中間取りまとめ 1 にその旨が記載されているところである。

警察の果たす役割は引き続き重要であるが、有機的な連携を構築するためには、警察以外にも、地域の生活拠点となる機関・団体の果たす役割が極めて重要である。そうした機関・団体は、地域の実情によって異なると考えられるが、特に、地方公共団体がその役割を担うことが強く期待されており、民間団体への援助に関する検討会において、地方公共団体の取組を促進させるための施策が提言されているところである。

本検討会においては、地域の生活拠点が軸となり、関係機関・団体の連携を一層充実・強化し、連携密度の底上げを図るため、「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、備え付けることを、中間取りまとめ 1 に記載しているところである。

「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」について

ハンドブックの作成だけでなく、活用されるための工夫が必要

- ・ハンドブックの作成過程はネットワーク作りにとって大切であり、具体的にワーキンググループを作るなどする必要がある。
- ・ハンドブックを備え付けるだけでなく、ダイジェスト版を作成し、地域の拠点や研修会の場を使って、広く頒布できるようにした方がよい。

【対応】

御指摘のとおり、「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成においては、その作業過程自体が連携を促進するものであることから、**中間取りまとめ 1.(5)にその旨を盛り込む**こととする。

また、ダイジェスト版の作成については、御指摘を踏まえ、**中間取りまとめ 1.(6)において、周知の方法として例示**することとする。

犯罪被害者等の視点を取り入れることが必要

- ・被害者・遺族の組織（自助グループ、当事者団体等）を連携の中に据える視点が不可欠。
- ・地元の被害者の声に耳を傾け、被害者の視点から利用者本位のハンドブックを作成すべき。

【対応】

御指摘のとおり、「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」は、犯罪被害者等の視点を取り入れた内容にすべきであることから、**中間取りまとめ 1.(5)にその旨を盛り込む**こととする。

また、**中間取りまとめ参考3に被害者・遺族の組織を明示**することとする。

「犯罪等被害申告票（仮称）」の作成について

「犯罪等被害申告票」が不明瞭

- ・被害者が「カード＝証明書」と誤認する事はありません「カード化」はベストと思われる。
- ・被害者が、自らの責任において申告書を記載した場合、本当に支援を提供すべき対象かどうかをどのように判断するのか。また、ある支援機関が、自称被害者と判断した場合、連携する支援組織間での情報共有はされるのか。申告票については、もう少し信頼度を高めた方が良いと思う。

【対応】

いわゆる「犯罪被害者カード」については、特に公的機関・団体がカードを作成する場合、犯罪被害者等として認定したものと誤解されるおそれや、カードの記載内容を事実として証明したものと誤解されるおそれがあることといった問題があることから、それらの弊害を防ぎつつ、犯罪被害者等の負担を少しでも軽減し、スムーズな支援に資するため、「犯罪等被害申告票（仮称）」の作成することを、**中間取りまとめ 3.**に記載しているところである。

なお、来談者が犯罪被害者等であるかどうかについては、関係機関・団体間において、必要に応じて情報共有されることと思われるが、当該来談者を支援するかどうかは、各機関・団体において、申告票の記載事項も参考に、必要に応じ再度の説明を求めた上、個別に判断されるものと考えている。申告票は、関係機関・団体が求める犯罪被害者等の説明に代替するものではなく、信頼度については、犯罪被害者等と支援者とのやり取りの中で、高められるものと考えている。

民間の支援団体における支援に携わる者の倫理綱領の作成について

倫理綱領の充実が不可欠

- ・倫理綱領は、被害者支援センターのみならず、被害者組織等、支援に関与するあらゆる組織において、その作成と遵守とが不可欠である。
- ・全国被害者支援ネットワークが作成した倫理綱領は簡単なものであり、今後内容の検討、追加が必須である。他機関・団体の倫理綱領を参考にされたい。
- ・支援者による二次被害の相談を受付け、場合によっては救済措置をとってくれる組織の併設を考えて欲しい。また、支援組織を外部評価出来る仕組みが必要。
- ・倫理規定違反について（特に支援センターによる二次被害の相談は少なくない）、被害者側から苦情申立をできる中立的な第三者機関（被害当事者も関与した）の設置は不可欠だと考える。

【対応】

御指摘にもあるとおり、支援に携わる者においては、支援に資する様々な制度に関する知識に加え、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための知識・技能が必要であり、そうした知識・技能が十分でなければ、犯罪被害者等に対して二次的被害を与えることにもなりかねない。そのため、支援に携わる者の一定レベル以上の支援の内容及び質を確保するため、研修カリキュラム・モデル案に基づいた研修や認定制度を実施し、また、各支援団体において倫理綱領を作成することについて、中間取りまとめ 及び 4 . に記載しているところである。

支援に携わる者が満たすべき倫理について、公的機関・団体においては、法令・職務上遵守すべき倫理、行動規範等が存するところであり、民間の支援団体において、倫理綱領を作成することが望ましいとしている。他機関・団体の倫理綱領も参考にすること、作成のみならず遵守を徹底することについては、御指摘を踏まえ、**中間取りまとめ 4 . にその旨を盛り込む**こととする。

ワンストップサービス化等に関する意見

地域の拠点を育て、地域の拠点がコーディネーター役を担うことを期待

- ・法テラスに期待することも大切だが、地域の拠点作りも必要である。ワンストップサービスは地域の拠点にコーディネーターがいる場合にやっと可能になる。

【対応】

犯罪被害者等がどの関係機関・団体を起点としても一定のレベル以上の必要な支援が途切れなく受けられる体制を整備するためには、地域の拠点の役割が重要である。その

ため、「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」や「研修カリキュラム・モデル案」の作成、また、「民間団体への援助に関する検討会」の検討結果に基づく財政的援助等により、地域における支援の拠点となることが期待される民間の団体による支援を充実させることを、中間取りまとめ 5 . に記載しているところである。

また、コーディネーターについては研修カリキュラム・モデル案に基づいた研修等を通じて育成していくことを、中間取りまとめ 4 . に記載しているところである。

中間取りまとめに対する国民からの意見募集結果（中間取りまとめ 関係）

< 民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修及び犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成等の在り方に関する意見 >

研修カリキュラム等に関する意見

研修カリキュラム作成や研修実施のためのシステムや制度が必要

- ・全国一貫した研修プログラムの作成が不可欠であるが、それに伴う調査、事例研究等の充実、他機関との連携や情報交換などを可能にするネットワークの整備など、様々な問題を解決するための制度、システム作りを望む。
- ・全国何処でも同じ支援ができるようにするためには、官民一体になって、協力し合い相談員養成に力を注ぐことが大切で、そのためのシステム作りが早急に必要。
- ・一人一人のニーズにあった途切れることのない支援をするためには、支援に携わる専門的な知識、技能が求められ、又全国同一レベルの支援ができることが不可欠。そのための養成機関が設置され、支援ボランティアが必要とする活動マニュアルが作成されるなどの実践的な研修が出来るような制度・実現を望む。
- ・研修のための公的機関の設立が必要。

【対応】

民間支援団体においては、すでに、支援に携わる者の研修が実施されているが、研修内容が各支援団体ごとにまちまちという指摘がなされており、研修内容等の統一を求める意見が出ていることについては、中間取りまとめ 2. に記載されているところである。

全国どこでも一定レベル以上の均質な支援が行われるためには、民間支援団体における支援に携わる者の研修の充実が必要であることから、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた取組（研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等）に加え、NPO法人である全国被害者支援ネットワークに対し、研修カリキュラムの作成、加盟団体に対する研修の実施、加盟団体が実施する研修への支援等を要請し、国においては、研修カリキュラムのモデル案を作成するなどの援助を行うことを、中間とりまとめ に、記載しているところである。

全国被害者支援ネットワークと協調したモデル案作りが必要

- ・全国被害者支援ネットワーク研修検討委員会において、カリキュラムの策定、マニュアルの作成、資格認定制度のしくみ等について議論を行っている。そうした動きと整合性のある取りまとめがされることを強く望む。
- ・研修カリキュラムを浸透させるためには、各支援団体に対し、慎重な意見の聴取を行うなどの工夫が必要である。

【対応】

御指摘を踏まえ、研修カリキュラム・モデル案の作成にあたっては、全国被害者支援ネットワークにおける検討を踏まえ、協力して行う旨を、**中間取りまとめ 1.(1) に盛り込む**こととする。

知識だけでなく実践に重きをおいた研修カリキュラムが必要

- ・知識の蓄積の場として事例報告や被害者の方の話を聞くだけではなく、具体的な事例について、実践的に議論していく必要がある。ただの知識の蓄積だけにならないようにすべき。
- ・被害者に還元されない、支援者の向学のための研修をいくら行っても無駄である。
- ・知識よりも実践に重きをおいたカリキュラムをくむべき。
- ・具体的な被害者の苦情や支援者の失敗例から学ぶことは大事。

【対応】

支援者の育成においては、高度かつ広範な知識に加え、実践に裏打ちされた能力を育成することが重要である。カリキュラムの具体的な内容は、研修カリキュラム・モデル案作成時に検討されるものであるが、実践に重きをおいた研修の必要性については、御指摘を踏まえ、**中間取りまとめ 1.(3) にその旨を盛り込む**こととする。

大学等の研究教育機関において研修の講師を育成することが急務

- ・支援者研修を行うにあたっては、研修カリキュラムを担当できる指導員の養成が急務である。指導員になるための被害者学の教育を、認定された大学等の研究教育機関において一定時間以上学ばせることが必要。

【対応】

民間支援団体で支援活動を行う者の一定レベル以上の支援の内容及び質を確保するためには、研修内容の統一とともに、効果的な研修を行うことのできる者の存在も重要である。

一方、支援者や外部の学識者等を講師として研修が行われている現状に鑑みれば、研修を行う者に対して一定の教育を受けることを義務づけるなどの要件を課すことは、各支援センターが研修を行う際の柔軟な対応を妨げるおそれや講師不足を来たすおそれが

ある。

心理学や法律学を専門とする者が犯罪被害者等に関する知識を有することについては、犯罪被害者等基本計画において、すでにその養成、教育のための施策が盛り込まれているところであるが、研修を行う者の質の確保は重要であることから、なお一層そうした施策が推進されること、また、研修カリキュラムの作成や研修の実施にあたっては、講師の質に配慮すべきことを、御指摘を踏まえ、**中間取りまとめ 1.(3)に盛り込む**こととする。

研修の修了、認定制度については、厳格な運用が必要

- ・研修の終了の認定については、厳格に行う必要がある。
- ・支援者の認定制度などについては、被害者もまじえた第三者機関によるチェックがどこかで必要になると思われる。

【対応】

認定制度の導入については、全国被害者支援ネットワークに対しその検討を要請することとしており、その運用についても、同ネットワークにおいて検討されるものと考えているが、御指摘のとおり、認定については、適切に行われることが求められることから、**中間取りまとめ 2.に、その旨を盛り込む**こととする。

コーディネーターの育成について

コーディネーターの育成や資格制度の整備が急務

- ・医療・保険・福祉の分野でコーディネートを実践、あるいはすべき人材とされている、臨床心理士、社会福祉士、ケアマネージャー等の有資格者を活用し、被害者支援に関する研修を経た上で登用すべきである。
- ・アドバイザーについては早急に、育成や資格制度の整備を進めて欲しい。

【対応】

コーディネーターについては、必要な知識が高度かつ広範に及び、実践に裏打ちされた高い能力が必要となることから、その育成には相応の時間を要するものと思われる。そこで、研修カリキュラム・モデル案に基づいた研修やコーディネーターの認定制度の実施を通じて、有資格者を含め、すでに支援に携わっている者がコーディネーターとしての能力を身につけることができるよう、育成していくことを、**中間取りまとめ 4.**に記載しているところである。